

平成二十二年五月二十一日提出
質問第四九九二号

鳩山由紀夫政権における外務省在外職員の住居手当に係る改革に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

鳩山由紀夫政権における外務省在外職員の住居手当に係る改革に関する再質問主意書

平成十七年十月十八日の政府答弁書（内閣衆質一六三第一〇号）では、外務省在外職員が住居を構える際の要件に、

- ① 自宅に客を招き会食する等外交活動の拠点となること
- ② 比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること
- ③ 緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること

の三点が挙げられている。同省の在外職員に支給されている住居手当について「政府答弁書」（内閣衆質一七三第一〇号）では「御指摘の住居手当を含む在勤手当に関しては、岡田外務大臣の指示に基づき外務省内に武正外務副大臣と吉良外務大臣政務官をメンバーとする『在勤手当プロジェクトチーム』を立ち上げ、第一回会合を本年十月二十七日に開催した。今後一か月を目途に在勤手当の検証を進める予定であり、その結果も踏まえて今後、住居手当を含む在勤手当の在り方に対する検討を行ってまいりたい。」との答弁がなさ

れている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第四五二号）を踏まえ、再質問する。

- 一 前回質問主意書で、前文で触れた「在勤手当プロジェクトチーム」により、住居手当についてどのような検証がなされ、その結果、平成二十二年度予算において実際にそれがどの様に反映され、どのような見直し
がなされたのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの『在勤手当プロジェクトチーム』においては、在外職員の住居は、治安上安全な場所であること、緊急時対応のため大使館に近接していること、人を招く等外交活動の拠点となることという条件を満たす必要があるとの点を確認し、住居手当はそのための追加的な経費に対応するものであるとの基本的考え方を確認した。平成二十二年度予算においては、このような基本的考え方を踏まえ、前述の条件を総合的に勘案し、住宅状況が改善している地に所在する在外公館について、住居手当の限度額を引き下げることとした。」との答弁がなされている。右の「住宅状況が改善している地に所在する在外公館」とはどの在外公館を指しているのか、全て明らかにされた
い。

- 二 一で挙げた在外公館につき、「前回答弁書」では「住居手当の限度額を引き下げることとした。」とあるが、具体的にどれだけの金額が引き下げられたのか、またそれはどのような根拠に基づいて決められたの

か説明されたい。

三 過去の質問主意書で、外務省として、今後同省在外職員に対し、実際に客を自宅に招いて会食する等の活動を行っているか否か、その実態を報告することを課す考えはあるかと問うたところ、前自民・公明政権下で閣議決定された過去の答弁書では「自宅に客を招き会食する等の外交活動については、在外職員の日常の職務と密接に関連しており、外務省としては、改めて報告を課すようなことは考えていない。」との答弁がなされている。言うまでもなく住居手当は国民の税金を原資としているものであり、それが我が国の国益のため有効に使われているかどうか、国民は知る権利を有していると考え。税金の無駄遣いを厳しくチェックすることをかねてから訴えていた鳩山由紀夫内閣として、今後同省に対し、同省在外職員が国民の理解を得て、住居手当を受給するにふさわしく、自宅を実際に客を招いて会食する等の活動の拠点として活用しているか否か、同省在外職員に報告することを課すべきであると考え。前回質問主意書で、右につき、「在勤手当プロジェクトチーム」ではどのような検討がなされ、その結果、現在の住居手当のあり方にどの様に反映されているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの報告については、自宅に客を招き会食する等の外交活動に関し、『在勤手当プロジェクトチーム』において、その典型

的な事例について検証を行った」との答弁がなされている。右の「典型的な事例」とはどのようなものであるのか、詳細に説明されたい。

四 「在勤手当プロジェクトチーム」の検証により、住居手当の支給を受けている外務省在外職員のうち、果たしてどれだけの者が、支給を受けるにふさわしく、自宅を外交活動に活用しているのか、明らかになっているか。

五 岡田克也外務大臣として、「在勤手当プロジェクトチーム」によるこの度の検証を踏まえ、平成二十三年度予算案における住居手当の予算額をどの様にすべきと考えているのか説明されたい。

右質問する。